

## 誓 約 書

(当該下請工事における元請負人)

商号または名称

代表者氏名

(工事名)の下請負契約に当たって、下記の事項に相違ないことを誓約します。

なお、下記事項に相違または虚偽報告があり、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱の規定に違反している場合は、指名停止等の措置を受けても異議はございません。

No.	項目	YES	NO
1	一括下請発注を行っていない。		
2	福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱（以下「適正化要綱」という。）第5条第1項ならびに第6条第1項第6号および第7号に違反する下請契約を締結していない。		
3	下請負人は、当該下請工事の施工に必要な種類の建設業法第3条第1項の許可を有している（発注予定の下請工事が建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事を超える建設工事である場合に限る。）。		
4	建設業法の規定により営業を停止され、または禁止されている者ではない。		
5	福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている者ではない。		
6	適正化要綱第16条第2項ただし書きに規定する下請参加停止業者ではない。		
7	社会保険（健康保険、厚生年金保険および雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者または社会保険の保険料に未納がある者ではない（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）。		
8	下請契約を締結する前に、下請負人に対して、当該下請負契約の具体的内容等を提示するとともに、建設業法第20条第4項の規定に基づき、下請負予定者が見積りを行うために必要な期間を確保し、十分な協議を行った。		

9	自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金としていない。		
10	請負金額は、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期、工程等を反映した合理的なものであり、その決定に当たっては、見積りおよび協議を行う等の適正な手順を踏まえた上で行っている。		
11	下請負人から工事の種別ごとの経費の内訳と法定福利費の内訳を明示した見積書を提出させ、提出された見積書を尊重した。		
12	下請契約締結にあたり、直接請負者は別表1を、直接請負者以外の元請負人は別表2の条項を遵守する。		
13	下請負人が配置する予定の主任技術者は、適正化要綱第7条第1項第7号に掲げる事項を満たす者である。		
14	労働基準法、最低賃金法および労働安全衛生法に係る建設労働者の雇用条件等に抵触する事実はない。		
15	下請契約書の締結に先立って下請工事を開始していない。		
16	その他法令に抵触する事実はない。		

〔記入要領〕

- 直接請負者が下請契約を締結したときは、遅滞なく工事元請・下請関係者（変更）届出書（土木工事書類作成マニュアル様式－14）の添付書類として、この誓約書を発注機関の長に提出すること。

また、直接請負者以外の元請負人が下請負契約を締結したときは、遅滞なく直接請負者にこの誓約書を提出し、それを受けた直接請負者は、その写しを遅滞なく工事元請・下請関係者（変更）届出書（土木工事書類作成マニュアル様式－14）の添付書類として発注機関の長に提出すること。
- 直接請負者または直接請負者以外の元請人が下請負契約を締結したときは、当該下請負契約書、見積書および直近の社会保険料の領収書または納入通知書、領収済通知書を営業所に備え付けること。ただし、建設キャリアアップシステムその他必要なシステムを利用する方法により、発注機関の長が当該記載事項を確認することができる措置を講じた場合は提出を省略できる。
- チェック項目中、「NO」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。